

令和6年度 大分県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 講習の名称及び目的

本講習は、令和6年度大分県教育委員会免許法認定講習と称し、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定に基づき、教育職員免許状を取得しようとする者に必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質の向上を図ることを目的とする。

2 主催

大分県教育委員会

3 開設科目及び実施期間

別紙「令和6年度大分県教育委員会免許法認定講習開設科目一覧」のとおり

4 受講対象者

- (1) 小学校教諭1種免許状取得希望者（免許法別表第3による取得希望者）
 - ・小学校教諭2種免許状を所有し、小学校（特別支援学校小学部を含む。）及び義務教育学校に勤務している教員（公立学校に勤務している場合に限り、臨時講師及び非常勤講師を含む。）
- (2) 中学校教諭1種免許状取得希望者（免許法別表第3による取得希望者）
 - ・中学校教諭2種免許状を所有し、中学校（特別支援学校中学部を含む。）、義務教育学校及び中等教育学校前期課程に勤務している教員（公立学校に勤務している場合に限り、臨時講師及び非常勤講師を含む。）
- (3) 高等学校教諭1種免許状取得希望者（免許法別表第3による取得希望者）
 - ・高等学校（特別支援学校高等部を含む。）及び中等教育学校後期課程に勤務している臨時講師（助教諭を含む。）、非常勤講師及び実習助手
※免許法附則第9項による免許状取得を希望する実習助手も含む。
- (4) 幼稚園教諭1種免許状取得希望者（免許法別表第3による取得希望者）
 - ・幼稚園教諭2種免許状を所有し、幼稚園等（特別支援学校幼稚部及び幼稚園型認定こども園を含む。）及び幼保連携型認定こども園に勤務している教員（現に幼稚園等及び幼保連携型認定こども園に勤務している場合に限り、臨時講師及び非常勤講師を含む。）
- (5) 養護教諭1種免許状取得希望者（免許法別表第6による取得希望者）
 - ・養護教諭2種免許状を所有し、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務している養護教員（公立学校に勤務している場合に限り、臨時講師及び非常勤講師を含む。）
- (6) 栄養教諭1種免許状取得希望者（免許法別表第6の2による取得希望者）
 - ・栄養教諭2種免許状を所有し、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務している栄養教諭
- (7) 特別支援学校教諭2種免許状取得希望者（免許法別表第7による取得希望者）
 - ・幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を所有し、当該免許状により各相当の学校又は特別支援学校の各相当の部に勤務している教員（公立学校に勤務している場合に限り、臨時講師及び非常勤講師を含む。）
- (8) 免許法別表第8による隣接校種免許状取得希望者
 - ・現職の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員（公立学校に勤務している場合に限り、臨時講師及び非常勤講師を含む。）
- (9) 中学校教諭専修、1種又は2種免許状取得希望者（免許法別表第4による取得希望者）
 - ・中学校教諭専修、1種又は2種免許状を所有し、中学校（特別支援学校中学部を含む。）、義務教育学校及び中等教育学校前期課程に勤務している教員（公立学校に勤務している場合に限り、臨時講師及び非常勤講師を含む。）

5 指導大学

国立大学法人 大分大学

6 時間割

講座により時間割が異なる(別途受講許可者に通知)。

(1) 2日型(4限×2日)

第1時限	第2時限	昼休み	第3時限	第4時限
9:00～10:30	10:40～12:10	12:10～13:00	13:00～14:30	14:40～16:10

(2) 4日型(4限×4日)

第1時限	第2時限	昼休み	第3時限	第4時限
9:00～10:30	10:40～12:10	12:10～13:00	13:00～14:30	14:40～16:10

(3) 6日型(4限×6日)

第1時限	第2時限	昼休み	第3時限	第4時限
9:00～10:30	10:40～12:10	12:10～13:00	13:00～14:30	14:40～16:10

- ・上記(1) 1コマ90分、計8コマで1単位分
- ・上記(2) 1コマ90分、計16コマで2単位分
- ・上記(3) 1コマ90分、計24コマで3単位分

7 会場

- (1) 大分県教育センター(大分市大字旦野原847番地の2)
- (2) 国立大学法人大分大学(大分市大字旦野原700番地)

8 単位

授業時数の5分の4以上出席し、成績審査に合格した者に1～3単位分の「単位修得認定書」を交付する。※単位修得認定書は認定講習の全日程が終了してからの交付となる。

9 経費

受講料は徴収しない。ただし、テキスト代等の講習に要する経費は受講者負担とする(テキスト等が必要な講座については別紙1参照)。

10 受講手続

(1) 申込方法

受講希望者は、受講申込前に所属長の許可を受けた上で、電子申請システムにより、**令和6年6月24日(月)正午までに**申込すること。

※申込期限を過ぎた場合は理由の内容に関わらず受理不可となる。

※以下の2次元コード、または大分県ホームページから申込ページを開くことができます。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/oitanintei>



大分県 認定講習

検索

(2) 留意事項

講習期間が重複する複数の講座を受講することはできない。

(3) 問合せ先

〒 8 7 0 - 8 5 0 3 大分市府内町 3 丁目 1 0 番 1 号 大分県教育庁教育人事課採用試験・免許班 TEL : 0 9 7 - 5 0 6 - 5 5 1 6

(4) 受講可否通知書の交付

令和 6 年 7 月 1 1 日 (木) までに電子申請システム上で登録したメールアドレスに「交付物発行のお知らせ」のメールが届く。メール文中の URL から受講可否通知書をダウンロードし、各自で印刷すること。令和 6 年 7 月 1 1 日 (木) を過ぎてもメールが届かない場合は、(3) の問い合わせ先に必ず連絡すること。

※受講が決定した場合はその他必要書類も届くことから、同じく各自で印刷すること

(5) 定員超過の場合の取扱い

各講座とも申込者が定員を超過した場合は、次の基準(ア～エの順で適用)を優先する。

ア 大分県内の学校等に勤務する者

イ 対象となる免許状に対応する学校等に勤務する者(例：特別支援学校 2 種の講座→特別支援学校勤務者)

ウ 今までに修得している単位が多い者

エ 採用年度の早い者

1 1 その他

(1) 原則電子申請以外の申込は受付けない。

(2) 会場、日程及び時間割については、都合により変更することがあるので注意すること。

※台風の接近等により実施に影響がある場合は、講習を別日に振り替えたり、振り替えが困難な場合は、中止とすることもある。

※変更等が生じる場合は、大分県教育委員会のホームページで周知するとともに、必要に応じて受講者へ連絡する。

※受講者数が少ない場合は、開催を中止する場合がある。

(3) その他、受講に当たっての留意事項等は受講許可者に通知する。

(4) 特別支援学校教諭 2 種免許状の取得については別紙 2 参照のこと。

(5) 中学校教諭 2 種免許状(技術)の取得については別紙 3 参照のこと。

(6) 受講に必要なもの(テキスト等)については必ず持参し、講習を受けること。

※受講に必要なものを持参していない場合は、受講を不可とする場合がある。